

地域密着型サービス事業者の指定等の手続

1 指定申請

- ・地域密着型（介護予防）サービス事業を行うには、介護保険法に基づき多治見市長の指定を受ける必要があります。
- ・指定の申請は、15日（同日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに受理したものについては、審査の上、翌々月の1日付けで指定します。
- ・他市町村に所在する事業所で、多治見市の指定を受けようとする場合も同様です。
- ・指定の有効期間は、指定を受けた日から6年間となります。
（例）平成23年4月1日に指定を受けた事業所の場合、平成29年3月31日で指定有効期間が満了（有効期間満了日）となり、平成29年4月1日が指定更新日となります。

書類作成上の注意点

- ・提出書類は、「地域密着型サービスの指定（更新）申請に必要な提出書類一覧表」の番号順に綴ってください。
- ・申請書等は申請日現在で作成してください。ただし、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表は指定更新月現在で作成してください。
- ・複数のサービス事業を行っている事業者は、サービスの種別毎事業所毎に指定申請書が必要です。
- ・必要に応じ事業所の現地確認を行います。

2 廃止・休止・再開について

- ・事業を廃止又は休止するときは、原則廃止又は休止の日の1月前までに届け出てください。
- ・休止した事業を再開するときは、再開した日から10日以内に届け出てください。
- ・休止中の事業所は、指定の更新を受けることができません。現在の指定を継続したい場合は、指定基準を満たしたうえで再開届出書を提出するとともに指定更新申請書を提出していただくこととなります。指定有効期限までに再開されない場合は、有効期間の満了をもって指定の効力を失います。

3 指定更新申請

平成18年4月施行の改正介護保険法では、指定基準等を遵守し適切な介護サービスを提供することができるかを定期的にチェックする仕組みとして事業者の指定に有効期間（6年）が設けられました。このため、有効期間満了後も指定の効果を有効にするためには、事業者は6年ごとに指定の更新を受けることになります。

指定の効果を失った場合、介護報酬の請求ができなくなります。

なお、指定基準を満たしていない場合や、申請法人の役員等が過去に指定取消処分を受けた場合、運営推進会議の未実施など法律上の欠格事項に該当するときは指定更新を受けることができません。

- ・指定更新申請書の提出 指定の有効期間満了日の1月前までに届け出てください。
- ・指定の有効期間は、指定を受けた日から6年間となります。
（例）平成23年4月1日に指定を受けた事業所の場合、平成29年3月31日で指定有効期間が満了（有効期間満了日）となり、平成29年4月1日が指定更新日となります。
- ・指定の有効期間満了日までに更新が行われなかった場合は、指定が失効しますので、有効期間を正確に把握し、余裕を持って手続を行っていただくようお願いいたします。

(1) 多治見市において指定更新が必要な事業

- ・地域密着型通所介護（療養通所介護）
- ・（介護予防）認知症対応型通所介護
- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(2) 市外利用について

多治見市の方が市外の事業所の利用：認めていません

市外の方が多治見市の事業所を利用：利用を希望する多治見市の事業所に、定員の空きがあれば利用可能(他市からの指定が必要。当該利用者のみ利用可能)

(3) 更新申請と同時期に変更事由が発生した場合

指定更新申請書提出後から指定の有効期間満了日までの間に変更届出事由が発生した場合は変更届出書を提出してください。

(4) 書類作成上の注意点

- 提出書類は、「地域密着型サービスの指定（更新）申請に必要な提出書類一覧表」の番号順に綴ってください。
- 申請書等は申請日現在で作成してください。ただし、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表は指定更新月現在で作成してください。
- 必要に応じ事業所の現地確認を行います。

4 変更

変更届出書の添付書類一覧

※必要に応じ、これら以外の書類を提出していただく場合があります

	変更事項	添付書類
1	事業所・施設の名称	・付表 ・運営規程
2	事業所・施設の所在地	・付表 ・平面図 ・運営規程(事務所の所在地が記載されている場合) ・土地・建物の登記事項証明書(賃貸の場合は賃貸借契約書の写し)
3	事業者・開設者の名称	・付表 ・登記事項証明書
4	主たる事務所の所在地	・付表 ・登記事項証明書
5	代表者の氏名、生年月日及び住所	・付表 ・登記事項証明書 ・登記事項証明書で職名が確認できない場合、理事会等の議事録(原本証明必要) ・誓約書(参考様式9-1、9-2)
6	登録事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る。)	・付表 ・登記事項証明書 ・社会福祉法人の場合、理事会等の議事録(原本証明必要)
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等	・付表 ・平面図
8	事業所・施設の管理者の氏名、生年月日及び住所	・付表 ・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ・経歴書(参考様式2)((介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)認知用対応型共同生活介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のみ) ・誓約書(参考様式9-1、9-2) ・資格証(資格職種の場合) ・雇用を証するもの

9	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・運営規程(新・旧) 以下は変更内容により変わる。 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ・資格証明書(資格職種の場合) ・サービス提供実施単位一覧表(参考様式8) など(要問合)
10	協力医療機関(病院)・協力 歯科医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・委託契約書等の写し
11	介護老人福祉施設、介護老人 保健施設、病院等との連 携・支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・変更後の連携内容の概要を記載した書類
12	本体施設、本体施設との移 動経路等	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・移動経路のわかるもの(新・旧)
13	併設施設の状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・併設施設の平面図、写真(外観及び内部)
14	介護支援専門員の氏名及び 登録番号等	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ・当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧(全従業者)(参考様式10-1) ・介護支援専門員証の写し(変更のあった従業者のみ) ・雇用を証する書類の写し(新たに雇用した者のみ)

5 書類提出先

多治見市役所 福祉部 高齢福祉課 介護運営グループ (駅北庁舎2階)

6 提出方法

上記の提出先へ持参してください。(持参が困難な場合は、事前に連絡のうえ郵送可)

〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目 71 番地の 1
 多治見市役所 福祉部 高齢福祉課 介護運営グループ
 TEL 0572-22-1111 (内線 2240)
 TEL 0572-23-5826 (直通)
 FAX 0572-25-6434

7 提出部数

1部 (事業者用控えをお持ちいただいた場合は受付印を押印し返却します。)

【参考】多治見市への提出期限

	提出期限
指定申請	指定予定日の2月前の15日
廃止・休止	廃止・休止の日の1月前まで
再開	再開日から10日以内
指定更新	有効期限満了日の1月前まで
変更	変更した日から10日以内